

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
10 月 3 日
(金曜日)

目 次

○告示

- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定（環境政策課）……………一
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定の解除（二件）（環境政策課）……………一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………二
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………二
- 公告
- 契約の締結（生活衛生課）……………二
- 公共測量の実施の終了（十件）（監理課）……………二



山口県告示第三百二十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
宇部市大字小串字沖ノ山一九八七の九の一部
- 二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第三百二十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（令和七年山口県告示第七号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
岩国市通津字南白崎四〇〇一の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

山口県告示第三百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（令和六年山口県告示第三百十四号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
岩国市通津字南白崎四〇〇一の一の一部
- 二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

山口県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 名	療 称	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
宮野クリニック		山口市宮野上二二九三の七	令和七、	八、一
原田内科胃腸科医院		〃 桜島二丁目六番八号	〃	〃
中川医院		岩国市中津町一丁目二四番三号	〃	七、三二
ひろなか歯科		熊毛郡平生町大字曾根二二三四の三六	〃	〃

山口県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 名	療 称	所 機	在 地	指 定 年 月 日
原田内科胃腸科医院		山口市桜島三丁目一番四一號	令和七、	八、一
宮野クリニック		〃 宮野下九三四の五	〃	〃
阿武町国民健康保険あぶ診療所		一 阿武郡阿武町大字奈古二八六〇の〃	〃	九、〃
ひろなか歯科		熊毛郡平生町大字曾根二二三四の三六	〃	八、〃
ウォンツ宇部沼一丁目薬局		宇部市沼一丁目八番三九号	〃	四、三〇



(一八四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県環境保健センター 山口市葵二丁目五番六七号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
トリプル四重極ガスクロマトグラフ質量分析計 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年九月一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
- 六 落札金額
三千九百六十万円
- 七 入札公告日
令和七年七月十八日
- 八 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(一八五) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

山陽小野田市大字埴生

三 作業の期間

令和五年十一月二十九日から令和六年三月二十九日まで

（二八六）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

山口市及び防府市

三 作業の期間

令和六年三月六日から同月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

令和六年三月六日から同月三十一日まで

（二八七）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び用地測量）

二 作業の地域

山陽小野田市大字埴生

三 作業の期間

令和六年七月三日から同年十二月二十七日まで

（二八八）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

下松市桜町三丁目

三 作業の期間

令和六年七月五日から令和七年二月二十八日まで

（二八九）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和六年七月八日から同年十一月十八日まで

（一九〇）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

山口市銭銭司及び防府市台道

三 作業の期間

令和六年八月七日から令和七年二月二十八日まで

（一九一）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

下関市豊北町大字栗野

三 作業の期間

令和六年九月十七日から令和七年三月三十一日まで

（一九二）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省九州地方整備局関門航路事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（水準測量）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和六年十月七日から令和七年二月十四日まで

（一九三）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国農政局南周防農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

柳井市伊保庄

三 作業の期間

令和六年十月十五日から令和七年二月二十八日まで

(一九四) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、UAVレーザ測量）

二 作業の地域

山口市大内氷上一丁目

三 作業の期間

令和六年十月十七日から令和七年二月二十八日まで

令和七年十月三日印刷
令和七年十月三日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事